



○伊藤委員長 これより会議を開きます。文部行政に関する件を議題といたします。本件に関連して参考にするため、沖繩諸島における文教についてその事情を聴取したいと存じます。

まず参考人の指名を行います。沖繩教職員会長屋良朝苗君、及び教育研究部長喜屋武真栄君の両君を参考人に指名いたします。

この際お断りいたしておきますが、文部行政について沖繩事情を参考にするため御出席を願つたのであります。屋良朝苗君。

○屋良参考人 ただいま御紹介いただきました私沖繩教職員会を代表して参つておりますところの屋良朝苗であります。

本日本委員会におきまして日ごろ私どもが悩んでおりますところの深刻な問題について訴えを申し上げ、お願いをする機会を与えてくださいましたことは、終戦以来祖国と切り離された悲境にある私どもにとりましては格別な感激であり、光栄でありまして、ここに深甚の謝意を表する次第であります。この機会を与えてくださいましたことは、皆々様が沖繩のことにつきまして非常に御関心を払つておつてくださるというこの現われでありまして、私は沖繩全住民を代表いたしまして、その御厚意に深甚の感謝の意を表する次第でございます。

さて悪夢のような十数年の歳月は、御同様有史以来のいばらの道でありましたが、今や祖国は暗れて主権を回復し、独立第二年を迎え、いよ／＼國運発展の基礎を固められつつありますことはまことに喜びにたえず、衷心から

祝意を表するものであります。

しかしながら翻つて沖繩の現状を顧みますと、今次太平洋戦争におきまして、物心両面ともに灰燼的な打撃を受け、さらに戦後長い期間完全なる占領行政の特殊事情のもとに置かれて参つたのであります。いままた変転きわまらない国際情勢の俎上に載せられて、将来についても確たる見通しも立たない苦境に立つて懊悩している次第であります。この複雑混沌のさ中にあるだけに、真に再建の基礎をつちかす教育の持つ意義は、実に重かつ大なるものがあると確信いたすのであります。

沖繩の教育者またこのことを確認いたしまして、あらゆる困苦欠乏に耐えながら教育を守つて行くためにいばらの道を闊いつつありますが、教育を阻むあらゆる苛酷なる条件にさいなまれまして、内容的効果をあげ得ないでまことに苦慮しているのであります。たといかなる環境の中にあつても、教育の対象である青少年は絶えず成長を続けて行くものであります。そしてその成長を助ける教育はいわゆる百年の大計のもとに行われる永遠のものでなければなりません。従つて教育こそは、永遠の基礎の上に本来の姿において打ち立てられなければならないと思つております。しかるに沖繩の置かれてある国際的地位はまづたくこの基本的条件を不可能にしているものであります。すなわち沖繩の現在の立場はまづたく畸形的不明瞭な仮の姿でしかないと思つております。そのような基礎の上に真実永遠の教育の建設は遺憾ながら不可能であります。

沖繩の帰属の問題については國連憲章や平和条約締結の根本精神たる人道

主義的立場からしても、また民族的文化的歴史的關係からしても、さらに沖繩國民の心情からしても、祖国日本に復帰すべきことはきわめて当然であつて、本質的には何らこれを阻む理由はないと信ずるものであります。われわれはこの確固たる大前提に立つて若い世代の教育を進めて行きたいのであります。すなわち形式的にもまた実質的にも真実の日本人として祖国の児童生徒と同一の基礎や立場に立つて教育を施して行きたいのであります。しかるに冷徹なる現情勢はこの押えがたい欲求を完全に阻んでおるのであります。われ／＼は何とあつてこの障害を排除して、畸形的な架空的な逆境から脱却して、永遠に向つて伸び行く子供たちを一日も早く本然の姿において育て、素直な成長に空白を残さないように熱願しているものであります。それは一日も早く沖繩が元の沖繩県として祖国に復帰することによつてのみかなえられることでもあります。

およそ個人にいたしましても、戸籍のない子供は肩身の狭い浮浪児であると存するのであります。そのような境遇の子がはたして素直順調に成長して参りましようか。同様に社会にしても現実的に國籍がいまいになつてゐる社会は國際浮浪的な存在であり、そのみじめなる境遇においてどうして社会も人も本来の成長発展をとげることができましようか。このようなねえの立場に起因して、われ／＼は教育上数々の障害を身をもつて体験しつづつておるのであります。たとえば今沖繩の子供たちが使用している日本地図から沖繩の地図は消えておりました。また戦争は終結したにかかわらず、國旗さえ自由に

立て得ないのであります。その上に祖国の子供たちと共通の國民行事さえ持ち得ず、さらに何ら國家的恩恵にあずかり得ないのであります。かかる境遇にある子供たちがどうして真実の日本人として素直に成長して行くことができましようか。

皆様がこの島は、かのアメリカの國運を暗しつて来たわが將兵十万余の無辜の住民十万人の骨を埋めたゆかりの地であります。それなるがゆえにこの島が犠牲となつた巨万同胞の血のあがらないのかいもなく、いつまでも祖国より分離されておりましたは、地下の戦没者の露も無念の血の叫びを続けていることでもありましよう。また時勢の流れには当時としては抗するすべもなく、かの悲惨なる戦争に参加して、いたいたしくも祖国に殉じた青少年男女学徒等の最期をわれ／＼は絶対に忘れることはできません。彼らは愛する祖国を守るためにこそ、純情一途に最後まで「ひめゆりの塔」で見られますように祖国に捧げたのであります。われ／＼はいかなる障害を乗り越えても彼女の純情を生かしてやりたいのであります。このことはわれ／＼沖繩教育者の至上崇高なる課題であります。すなわちわれ／＼は彼らが文字通り身をもつて守つて来た祖国を失わしたくはないのであります。國政に参与せられる皆様、どうぞこの島に眠る戦没者の魂の声を聞きとつていただきたい。また条件はどうであらうと、いやくも祖国を有し、それと一連の共通の文化と歴史を持ち、日本人としての民族的矜持を

有する沖繩の住民が、どうしていつまでも異民族の統治下に満足しておられましようか。どうぞ沖繩の住民の立場になつて考えていただきたいと思つてあります。

戦争以来今日まで沖繩の同胞が背負つて来た十字架はあまりにも苛酷であつたと思つてあります。天道正に非なりと申したいのであります。しかしこの混沌のさ中に立つておりまして、われ／＼は常に祖国の独立を祝福しつつ、また祖国復帰の悲願を堅持しつつ、郷土再建に努力を続け、米國もまた援助は続けてはいますが、戦災があまりにも甚大であつたため、復興は遅々たるもので、祖国の復興の目ざましさに比すべくもありません。終戦八年間におよそ主要耕地の三〇％は単用地となり、残り七〇％も十分耕作されず、生産はきわめて不振で、戦前主要農産物であつた黒糖のごときもまだ二〇％しか復興していませんのであります。輸出産業の復興も三〇％以下、住宅の復興も二〇％以下、教職員の待遇は戦前の五七％以下、校舎の復興は生徒一人当り〇・五坪位を目標にしても四〇％以下で、復興の前途は実に遠慮であります。

なかならず、教育復興の程度に至りましてはさんたんたる実情と申すほかはありません。たとえば教職員の資質について見れば、戦争のため当時の教員数の二五％に及ぶ中堅有能な教師と師範学校の男女生徒四百名を失い、すでに戦後教育の人的要素に補いがたいギャップを生じ、また生き残つて教壇にもどつた教員も極度の生活の困窮から他の社会に転じ、終戦以来今日まで

その数二千二百名を算し、これは現

在教員数の五八%に及んでいるのでございませぬ。教員数の勤務年数も戦前の十八年に對し戦後は八年に短縮しており、終戦後初めての教壇経験者、すなわち数年以下の勤務者が五五%を占めておられるのであります。教員組織も従来の師範学校卒業者が小学校で三〇%、中学校で四八%で、いかに資質が低下し、かつ教育界が不安動揺しているかがうかがえるのであります。

この教員の不足と資質の低下を補うにも、戦後師範学校は跡絶え、教員養成機関は完備せず、いずれも臨時的暫定措置によりまして、その補給を糊塗している現状であります。図書館その他設備の不備と指導者の欠乏、本土との内面的つながりの欠如などで、教員研修の機会も乏しく、さらに教員の生活がきわめて不安定なため、いよいよ資質の向上の障害となつておられるのであります。すなわち教員の給与ペー

スは現在沖繩で使用しているB円の三千六百円、日本円で換算すると一萬八千六百円、そのほかは家族手当もなければ勤務手当もなく、一文の賞与もありません。消費物資はほとんど本土より輸入されますが、物価は平均して本土の一・五倍くらいで、その物価換算率からすると、B円の三千六百円は日本円の七千二百円の価値しかなく、沖繩教職員は本土で生活するとして日本円の七千二百円ペースに該当する悲惨な給与であります。これは食生活の最低を保障できない程度であつて、一方戦争のために、ほとんどの者は一切の住宅、衣類、調度を失つてしまつたので、そこから来る生活費の加算を考えると、その困窮は言語に絶するものであります。それに恩給法、共済

会法等の社会保障の制度がないので、教育者の生活は極度に不安に満ちたさうな暗澹たるものがあるのであります。

次に、校舎の問題であります。沖繩の住民が何よりも優先的にその復興を望んでおり、そしてそのために非常に苦しんでおられるのは、実に学校校舎の復興であります。戦争のために校舎は百パーセント破壊し、終戦以来露天や天幕教室、トタンぶき、かやぶき校舎と交遷、難渋しつつ教育を続け、一方アメリカのガリオア援助によつて暴風に耐える普通校舎も建ちつつありますが、被害が甚大なため、その建設が遅々として進まず、終戦八年の今日いまだ生徒一人当り〇・五坪を目

標にしても、その四〇%に達せず、残り六〇%の学級の子らは、多くは板壁もなく、窓ガラスも床板もないかやぶきの土間教室で風雨の支配に苦しむつて学業を続けている状態に苦しんでおられます。ことに毎年二、三、回襲来する台風は、この粗末な校舎を倒壊し、これが建直しには父兄も奔命に疲れ、児童またそれを建て直すまでは、露天で授業をするか、休業する以外処置ないのであります。今すべての学級に永久校舎の一教室を与えるとして、日本円三十億を要し、沖繩の現状からして、いかに希望的に観測しても、実に十年以上を要すると当局は見積つておられます。沖繩が現在のまま放置されてい

たら、この問題の解決はまつたく不可能であり、従つて沖繩の教育復興もまた絶望せざるを得ないのであります。校舎と同じく、設備ももちろん貧弱な備で、その程度は祖国の皆様にどうして御想像も及ばないと思つておられます。

また教育環境についても、何しろ典型的な基盤に立つ社会なるがゆえに、世相きわめて不健全であり、その所産として青少年悪質犯罪、婦人犯罪は加率的に増加の一途をたどり、その恐るべき影響から子供らをいかに守つて行くかは教育者の苦悩の種であります。

かく物心両面あらゆる不利な条件の中で行われる教育ゆえに、教育者の血のじむような努力にもかかわらず、本土との教育のずれはおおむねもな

る次第であります。悲惨なる戦争、悲惨なる敗戦の結果、今や太平洋の孤児として里手の存在に立つに至つた沖繩の住民は、物心両面かく有史以来のいばらの道を闊い一つあるものであります。対決する諸問題は、現地だけで解決できるものではありません。しかるにその根本的解決なくしては、沖繩は絶対に救済されないであります。その根本的解決こそ実に沖繩の祖国への復讐あるのみです。なにかんぞ真に

日本人として基盤をつちかい得る教育のごとき一日も早く祖国に直結してくださることであります。皆様どうぞ今沖繩の悩みつつある諸問題を皆様の御力により解決していただき、悲境にある住民に明るい希望を与えてくださるよう衷情を披瀝して、重ねてお願い申し上げます。

これを要するに、  
一、沖繩の完全祖国復帰を実現するため、万全の措置を講じていただきました。  
二、祖国復帰の前提として、一日も早く沖繩の教育を完全に祖国の行政に直結せしめるため、万全の措置を講じていただきました。  
三、沖繩の戦災校舎の復興を援助せられる措置を講じていただきました。

以上簡單でございましたが、沖繩の教育の状況の一端を披瀝申し上げました。

なお沖繩の教育等は、やはり本土の教育に準じまして、六・三・三・四制度でございます。教科内容も、教科書もまつたく本土と軌を一にしておるのでございます。

○伊藤委員長 次は、最近沖繩へ行つて歸つて参られました南方連絡事務局長の石井通則君からお話を承りたいと思ひます。石井通則君。

○石井説明員 私南方連絡事務局長の石井でございます。私の局におきましては、南方地域との文化に關しましては、文化の交流に關する事務の推進、調整、あつせんといふようなことをやつております。教育行政の直接の仕事は文部省が担当されますが、文部省に對しまして、現地の要望を聞き、現地に即した何らかの

措置が日本政府において講ぜられないかといふようなことを要望いたしました。必要措置を文部省にやつていただくといふことになつております。私どもの局に付属いたしました、那覇に南方連絡事務所というものを設けております。また奄美大島の名類にその出張所を設けております。この那覇南方連絡事務所は、文部行政に關しては直接には文部大臣の指揮、監督を受けるということになつております。ただ文部大臣が指揮監督する場合におきまして、総理大臣に協議をして行つ、こ

う立場になつております。私どもは現地の実情をいろいろ調査し、また現地の要望を聞きまして、日本政府とい

たしましてどういふことが実施できるかといふことを絶えず検討いたしまして、必要な措置を文部省に依頼しているような事情でございます。

私昨年現地を調査いたしましたので、ございますが、その状況は大体今屋長沖繩教職員会長が話された通りでございますので、特に私からつけ加えて申し上げることはございませぬが、特に今お話の中にあつたこと、二、三つけ加うべき点を申し上げたいと思ひます。

南西諸島は、御承知のように、条約第三条によつてアメリカの行政のもとにありますが、これは決してこの領土権を失つたものではないのであります。日本は日本の領土に完全に復帰するといふことが予定されているといふこと、それから南西諸島の住民は日本の國籍をはつきり持つておられるといふこと、この点につきましてはいろいろ各方面にまだ認識が足らぬ点があ

るようでございますが、アメリカ側におきましても、日本政府が、南西諸島の住民は日本の国籍を持つてゐる日本民族であるという事を、議会の他に於いて答弁することを了承いたしておるのであります。ただ戸籍に關しましては、現在戦争直後のニミッツ布告というものがあつて、そのニミッツ布告によりまして、その当時実施されておりました日本の法令自体がそのまま適用される。もちろん軍事的必要によりまして修正は行われざるけれども、その修正をしない限り、その当時の法令が実施されておるといふことでありまして、従ひまして現地に於きましては、原則として日本の旧民法、旧戸籍法が実施されておるのであります。ただ戦災によりまして、戸籍台帳をなくしました沖繩本島におきましては、臨時戸籍事務取扱がなされて、非常に簡単な住民登録みたいな戸籍が実施されております。私どもは日本の領土であり、日本の国籍を持つておるといふ建前のもとに、できるだけ日本の行政の中で可能な部分は、南西諸島に及ぼせるようにというふうな気持で実施いたしておるのであります。

また学生の進學に關しましては、従来アメリカ側の資金によりまして、琉球政府におきまして選抜した者を日本の大学に引受けて教育いたしておるのであります。これは現在約三百三十名くらいは南西諸島の学生生徒が、いわゆる琉球政府の契約学生として当地に參つて教育を受けておるのであります。しかしながら、だん／＼アメリカ側の援助資金も減少いたして參りました。今後その継続が困難であるといふような状況に立ち至つております。で、二十八年度からは文部省の予算で約五十名を向うから選抜して、日本の本土の大学に進學させるような予定で進行いたしております。そのほか、あるいは青年團關係、体育団体の關係その他あらゆる民間の教育文化の諸団体に關しましては、できる限り本土と南西諸島との緊密なる連絡を保持して、本土における各種の行事に南西諸島の方々が參加できるように方法を講じてつあるような状況でございます。

また御質問がございませうれば、いろいろ御答弁申し上げますが、簡単にございませうが、一応現状を御参考のため

に御説明申し上げた次第でございます。○北委員 たいだいまの御説明のうちで、日本政府の予算で援助することは現地在が承諾しないというの、アメリカ軍の話ですか。現地というの、住民の意味ですか。○石井説明員 アメリカの民政政府でございます。○屋長參事人 先ほどの御質問でございますけれども、私たちが教職員といひますけれども、校舎の復興を文部省に請願いたしましたことがございます。これは一昨年でありまして、当地軍政府にもお願いしたことがございますが、そのときにはガリオア資金で建ててやるからそれには及ばぬという御返事でありました。しかし最近アオスター大佐といふ責任の方が校舎建築について日本の援助、これは政府でありますか、民間でありますかはつきりしません。日本は日本の援助に対してはさしつかへはないといふことをお答えになつたといふことが新聞に報ぜられて、私たちがここに來てから送られて參つておりました。

○松本(七)委員 南方連絡事務局の方に少し伺つておきたいと思つて、先ほど現地の要望を事務局の方から文部省に伝えて善処方を依頼したといふことですが、どういふ具体的なものを要望され、文部省としてどの程度それを善処しておるか、そういう点と、それから今の問題ですが、日本政府が予算措置を講ずることが禁ぜられておるので、その他の方法で何らか考慮されるというふうなお話ですが、どういふ方法があるのか、現にとつておられるのか、その二つをお伺ひいたします。

○石井説明員 現地の要望に關しまして、いろいろ文部省に御依頼してありますが、先ほど申しました日本政府で補助金を出すといふことを、従来アメリカの政府が反対しておつたといふのは、いわゆる向うの政府に補助金を出すといふことでございます。向うから來る学生につきまして日本政府がこれを受入れて、ここでその生活費あるいは學費を支給するといふこと、こういうことについては反対はございません。これは従来はアメリカの資金で実施しておりましたのを、向うの方の経費が非常にきつくなつて出せないといふことになりましたので、今度文部省の予算に計上して、南西諸島の学生をこちらで教育してもらつて、これが一つの事項でございます。



で続いて参りました。昭和二十五年に琉球大学というものが建ちまして、そのときに文部省と文部省との関係が五箇所設定されました。それは指導は小学校の先生方がやられるというようにな仕組みのもので、これも半箇年間、高等学校卒業生やあるいは一、二年間教育経験のあります者を訓練いたしまして、成績のいい者に免状を与える、こういうふうな趣旨でありました。

そこでこういうふうな暫定措置では、どうしても教員の資質を高めることはできないと思ひまして、われ／＼は文部省に学芸大学の設置を強力に陳情いたしました。しかしそれは実現しませんでした。しかしそれは実現しませんでした。琉球大学に師範科というものが去年の四月から設置された。しかしそれは八十名しか採用いたしません。戦前沖縄県だけで毎年送り出す卒業生が二百五十名、それから奄美大島が九十人くらいあつたそうでありましたから、南方諸島全部では三百四十名くらいの教員を送り出さなければいけなかつたはずであります。しかるに琉球大学が養成するといつたとしても、八十名を毎年出したのでは焼石に水といつたやうな感じがする次第であります。

それから高等学校の卒業生の就職問題に関する御質問であります。これは非常に困つております。しかし今いろいろの軍作業といつたやうな業務があつたりしまして、そういう事務面に行くとか、あるいは英語訓練所といふのがあつて、これは主として英語の語方でありまして、そこで半箇年訓練するとか、そういうところに行つたりいたしまして、卒業いたしますと通訳であるとかいふふうにして、軍務

に就職するようにしておりますけれども、しかしながらいづれにいたしましても高等学校の卒業生は就職難でございます。それで高等学校の卒業生は、たいがい祖国本土に対する留学を非常に希望いたしまして、本土へ／＼といふところの希望は、アメリカに留学するよりもはるかに強い念願なのであります。それから教育の経費についてであります。大体は教育経費は住民の負担によつてまかなつております。たとえ去年政府の予算が十四億ありましたが、一般行政費に対する補助がアメリカから三億五千万円ございました。これはB円でございまして、その三億五千万円の補助のうち、校舎建築に大体八千万円ぐらゐは援助される予定でありました。なおそのほか、教員訓練所あたりの人件費が若干三億五千万円から出るようになっておまして、あとは住民負担の行政費によつてまかなつております。なおそれでは足りないもので、PTAが大體二割から三割五分に相当する教育費の負担をしております。それから市町村も、やはり二割から三割五分ぐらゐの負担はしておると思つております。以上であります。

くといふことだけを承して、——そういう要望もございましたし、備つたわけでありまして、そこで意見が対立しておりますので、しばらく休憩いたしまして、ただちにここで理事会を開きたいと思ひます。

○松本(七)委員 その問題は後ほど協議するとしても、この沖繩の問題のけじめをつけて——せつかく参考人も来ておられるのだから、ちやんとあいつつして、けじめをつけてからにしたい。ただきたい。

○坂本委員 文教行政について沖繩の問題だけという委員長の発言があつたのですが、われ／＼理事にも何ら話られていない。われ／＼はきよ／＼は文教行政について委員会だ、かように承知しております。従つてわれ／＼としましては、文教行政についてきよ／＼は質疑をしたいと思います。従つて来たわけでありまして、もし沖繩の問題なら沖繩の問題だけをやりたいといふならば、やはりわれ／＼野党側にもしかるべく相談がなければならぬ。文教行政といふので委員会が開かれるとすれば、われ／＼委員としてもそれに対する準備もして参つておるわけでありまして、そういう点については、やはり理事の運用について今後しかるべく合理的にやつていただきたい。

○伊藤委員 承知いたしました。○辻原委員 ただいま坂本委員のお話がありましたが、すでに各委員に通知されておることでありまして、予算上相当の問題も考えられますので、この点はただいま政府委員の方の出席もありませんから、ただいま委員長が諮られておりますように、一応休憩を

て、後ほど相談をして、本日出席を求めておいて、なお委員会は継続して、それを午後行ふ、かようにおとりはからいを願ひたいと思ひます。

○伊藤委員 沖繩の参考人の方々はたいへん御苦勞でございました。われ／＼委員会も沖繩の教育振興のために善処したいと思ひますが、いかがでございますでしょうか。

午後二時四十一分開議  
午後零時三十五分休憩  
午後二時四十一分開議  
伊藤委員長 休憩前に引續いて、会議を開きます。

伊藤委員長 休憩前に引續いて、その決定事項をお伝えいたします。教育委員会法等改正案について、本日野党三派から提案の説明だけを聴取することにした。但し条件をいまして、引續きこの法案ばかり先議するといふことではなくて、やがて提案される政府の義務教育関係の法案も、次会には説明を聴取いたしまして、大體並行審議するということに決めた次第でございます。御了承願ひます。

議事日程を追加し、教育委員会法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律案を議題とするに御異議はございませんか。

○伊藤委員長 御異議なしと認めます。本案は昨日付託されたものであります。これより提出者の提案理由の説明を聴取いたします。田中委員。

【異議なしと認む者あり】  
○伊藤委員長 御異議なしと認めます。本案は昨日付託されたものであります。これより提出者の提案理由の説明を聴取いたします。田中委員。

教育委員会法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律案  
教育委員会法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律  
(教育委員会法の一部改正)  
第一条 教育委員会法(昭和二十三年法律第七十号)の一部を次のように改正する。  
第二条 次のように改める。  
第二条 教育委員会の設置及び不設置、組織、権限及び職務並びに教育委員会の置かれていない地方公共団体の教育、学術及び文化(教育)という。以下同じ。に關する事務に關する特例については、この法律の定めるところによる。  
第三条の見出しを「設置及び不設置」に改め、同条中第二項を削り、第三項を第四項とし、第一項の次に次の二項を加える。  
2 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第五百五十五條第二項の市以外の市及び町村(市町村)という。以下この条において同じ。は、前項の規定にかかわらず、条例で、教育委員会を置かないことができる。  
3 第一項但書の一部事務組合の教育委員会に關し必要な事項並びに左の各号の一に該する場合における当該市町村、当該關係町村又は当該組合の教育事務の暫定的管理執行機関及びこれらの市町村又は組合についての教育委員会の設置に關し必要な事項は、この法律の規定に準じ、政令で、これを定める。

【異議なしと認む者あり】  
○伊藤委員長 御異議なしと認めます。本案は昨日付託されたものであります。これより提出者の提案理由の説明を聴取いたします。田中委員。

【異議なしと認む者あり】  
○伊藤委員長 御異議なしと認めます。本案は昨日付託されたものであります。これより提出者の提案理由の説明を聴取いたします。田中委員。

一 廢置分台による市町村の設置があつた場合  
二 町村の全部事務組合又は役場事務組合の設置又は解散があつた場合  
三 第一項但書の一部事務組合の解散があつた場合  
四 その他前各号に準ずる場合  
第四条第一項中「教育、學術及び文化（教育という。以下同じ）」を「教育」とし、同条第二項中「及び私立学校」と並びに私立の学校及び各種学校に改める。  
第五条に次の一項を加える。  
2 市町村の設置する学校及び当該学校の職員に係る教育事務でこの法律の規定により都道府県委員会が管理し、及び執行するものに要する経費は、当該都道府県の負担とする。  
第八条第一項に次の但書を加える。  
但し、第三条第二項の規定により教育委員会の置かれていない市町村がその後教育委員会を設置する場合における最初の委員のうち、その半数の者の任期は、二年とする。  
第二十九条第二項中「昭和二十二年法律第六十七号」を削る。  
第三十一条を次のように改める。  
第三十一条 削除  
第四十一条第一項に次の但書を加える。  
但し、地方自治法第五十五条第二項の市以外の市又は町村の教育委員会にあつては、当該

市町村の条例で、これを置かないことができる。  
第四十五条第一項中「検定」を「検定若しくは認可」に改め、同条第四項中「教育長の推薦により、」を削り、同項に次の後段を加える。  
この場合において、当該任命は、第四十一条第一項但書の規定により教育長の置かれていない場合を除き、教育長の推薦によらなければならない。  
第四十七条中「検定」を「検定若しくは認可」に改める。  
第四十九条第五号中「職員」の下に「(市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第三十五号)第一条及び第二条に規定する職員(給与負担職員という。以下同じ)を除く。）」を、同条第十四号中「教育職員」の下に「(給与負担職員を除く。）」を加え、同条第三号及び第四号を削り、第五号を第三号とし、以下第十二号まで順次二号ずつ繰り上げ、第十三号を削り、第十四号を第十一号とし、以下順次三号ずつ繰り上げる。  
第五十条第二号中「検定」を「検定及び認可」に改め、同号の次に次の五号を加える。  
二の二 教科内容及びその取扱に関する事。  
二の三 教科用図書採択に関する事。  
二の四 給与負担職員の任免その他の人事に関する事。  
二の五 校長、教員その他の教育職員の研修に関する事。  
二の六 給与負担職員の保健、

福利及び厚生に関する事。  
第五十条第七号中「私立学校」を「私立の学校又は各種学校」に改め、同条に次の一項を加える。  
2 都道府県委員会は、前項第二号の四の規定により給与負担職員の任免、休職、懲戒、給与等に関する処分をしようとするときは、あらかじめ当該給与負担職員を属する学校を設置する市町村の教育委員会(教育委員会)の置かれていない市町村にあつては、当該市町村長の意見を求めなければならない。  
第五十二条を次のように改める。  
第五十二条 削除  
第五十二条の二第一項中「教育長」の下に「(教育長の置かれていない教育委員会にあつては、当該教育委員会の委員長。以下この条において同じ。）」を加える。  
第六十一条第四号中「第三十一条第三項、第四十五条第三項」を「教育委員会の委員の報酬及び費用弁償の額及びその支給方法に係る地方自治法第二百三十三条第三項の条例並びに第四十一条第一項但書、第四十五条第三項」に改める。  
第六十五条第二項中「欠けた場合」の下に「又は教育長の置かれていない地方委員会の委員がすべて欠けた場合を、」教育長代理の下に「又は当該地方委員会の行う事務の代行者」を、同条第三項及び第四項中「教育長代理」の下に「又は事務代行者」を加える。

第三章の次に次の二章を加える。  
第三章の二 地方委員会の不設置及び再設置  
第六十五条の二 市町村が第三条第二項の規定により教育委員会を置かないことについては、当該市町村の議会において出席議員の三分の二以上の者の同意がなければならぬ。  
2 市町村(教育委員会の置かれていない市町村を除く。以下第三項において同じ。)の議会は、前項の規定による議決をしようとするときは、あらかじめ当該教育委員会の意見を求めなければならない。  
3 当該市町村の教育委員会の委員であつた者は、当該教育委員会が置かれなくなつた日から二十日以内に、当該教育委員会が管理し、及び執行していた事務を当該市町村長に引き継がなければならない。  
4 前項の規定による事務引継の場合においては、当該教育委員会の委員であつた者は、書類、帳簿及び財産目録を調整し、処分未了若しくは未着手の事項又は将来企画すべき事項については、その処理の順序及び方法並びにこれに対する意見を記載しなければならない。  
5 前二項に規定するものの外、第三項の事務引継に関しては、地方自治法施行令(昭和二十二

年政令第十六号)に規定する普通地方公共団体の長の事務引継の場合の例による。  
(再設置)  
第六十五条の三 教育委員会の置かれていない市町村において、前条第一項の条例の廃止があつた後教育委員会の最初の委員の選挙が行われたときは、当該市町村長は、二十日以内に、第三十条第四項第三項及び第四項の規定に準じて、教育委員会の会議を招集し最初の会議を開かなければならない。  
2 教育委員会は、前項の規定による最初の会議が開かれた日に成立するものとする。  
3 市町村長は、前項の規定による当該市町村の教育委員会の成立の日から二十日以内に、第六十五条の四の規定により管理し、及び執行していた事務を当該市町村の教育委員会に引き継がなければならない。  
4 前条第四項及び第五項の規定は、前項の事務引継の場合に、これを准用する。  
第三章の三 教育委員会の置かれていない市町村の教育に関する事務に関する特別例  
第六十五条の四 教育委員会の置かれていない市町村にあつては、第四十九条各号に掲げる事務は、当該市町村長が、これを管理し、及び執行する。

(その他の特例)

第六十五条の五 教育委員会の置かれていない市町村に關しては、第五十条第一項第三号及び第五十五条中「地方委員会」とあり、第五十四条の二中「教育委員会」とあるのは「市町村長」と、第五十一条第一項中「地方委員会」とあるのは「地方委員会」と、同条第三項中「当該教育委員会」とあるのは「当該教育委員会及び当該市町村長」と、第五十二条の二第二項中「教育長」とあるのは「市町村長」と、「前項の規定により委任された事務」とあるのは「その権限に屬する教育事務」と、第六十七条第一項中「地方公共団体の教育委員会」とあるのは「市町村の長」と読み替えて、これらの規定を適用する。

2 市町村長が国の機関として処理する行政事務であつて、教育事務に係るものに関しては、地方自治法第五十条中「都道府県知事」とあるのは「都道府県教育委員会」と読み替えて、同条の規定を適用する。

第六十六条第一項中「教育委員会の所管に屬する学校」を「地方公共団体の設置する学校(大学を除く。以下、同条第二項中「教育委員会の所管に屬する」を「地方公共団体の設置する」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 前二項に規定する職員の数値は、給与負担職員については当該都道府県の条例で、その他の職

員については当該地方公共団体の条例で、これを定めなければならない。

第六十七条第一項を次のように改める。

前条第一項及び第二項に規定する学校その他の教育機関の事務職員、技術職員及びその他の職員(校長及び教員を除く。)のうち、給与負担職員は、都道府県委員会が、その他の者は、その者の屬する学校その他の教育機関を設置する地方公共団体の教育委員会が、これを任命する。この場合においては、第四十五条第四項後段の規定を準用する。

第六十八条を次のように改める。

第六十八條 削除

第六十一条中「第六十七条第二項及び第六十八条」を「同項」に改める。

第八十五条中「第四条」の下に「及び第六十六条第一項」を加える。

第八十六条を次のように改める。

第八十六条 削除

(教育公務員特例法の一部改正)

第二条 教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「並びに教育委員会の教育長及び専門的教育職員」を「教育委員会の教育長並びに専門的教育職員」に改める。

第十三条第一項中「大学附置の学校以外の公立学校にあつてはそ

の校長又は教員の屬する学校を所管する教育委員会の教育長」を「大学附置の学校以外の公立学校のうち、市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第三十五号)第一条及び第二条に規定する学校(義務教育諸学校と、以下同じ)にあつては都道府県の教育委員会の教育長、義務教育諸学校以外の学校にあつてはその校長又は教員の屬する学校を設置する地方公共団体の教育委員会の教育長(教育長の置かれていない教育委員会にあつては当該教育委員会とし、教育委員会の置かれていない市(特別区を含む。以下同じ)町村にあつては当該市町村の長とする。以下同じ)に改める。

第十六条第一項中「教育委員会の教育長」の下に「教育長の置かれていない教育委員会にあつては、当該教育委員会。この条中以下同じ)」を加える。

第十九条第二項中「当該教育委員会」を「当該都道府県の教育委員会」に改める。

第二十五条の二の見出し中「制限」を「給与負担職員の制限」に、同条中「教育委員会が置かれていない地方公共団体の設置する学校(大学を除く。以下この条及び第二十五条の三において同じ)の職員」を「市町村立学校職員給与負担法第一条及び第二条に規定する職員(給与負担職員という。以下同じ)」に改める。

第二十五条の三を次のように改める。

(給与負担職員の勤務条件に關する措置の要求及び不利益処分に關する審査機関)

第二十五条の三 給与負担職員の勤務条件に關する措置の要求に關する審査及び給与負担職員に對する不利益処分に關する審査については、地方公務員法第四十六条、第四十七条、第四十九条第四項及び第五十条に規定する人事委員会又は公平委員会の職務は、都道府県の人事委員会が行い、同法第四十八条又は第五十一条の規定により人事委員会規則又は公平委員会規則で定めるものとされている事項は、当該都道府県の人事委員会の規則で定めるものとする。

第二十五条の四の見出し中「給与」を「給与負担職員の給与」に、同条第一項中「市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第三十五号)第一条及び第二条に規定する職員」を「給与負担職員」に、同条第二項中「その議案の原案を作成する場合には、市町村に教育委員会が置かれていないときは、当該教育委員会」を「その議案の原案を作成する場合には、市町村の教育委員会(教育委員会の置かれていない市町村にあつては、市町村の長)」に改める。

第二十五条の六第一項中「当分の間」を削り、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「職員団体とみなす」を「職員団体」と、第二項の職員団体は、同条第一項の規定に基く職員団体とみなす」に改め、同条中第二項を第四項とし、第三項を第五項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2 都道府県内の地方公共団体の設置する学校の職員は、当該都道府県又は当該都道府県内の他の地方公共団体の設置する学校の職員とともに、給与、勤務時間その他の勤務条件に關し都道府県の当局と交渉するための団体を結成し、又はこれに加入することが出来る。

3 第一項の規定の適用については、前項の職員団体は、地方公務員法第五十二条第一項の規定に基く都道府県の設置する学校の職員の職員団体とみなす。

第三十三条中「特別区を含む。以下同じ)」を削り、「第十六条第一項及び第四項並びに第十九条第二項中「当該教育委員会の教育長」又は「当該教育委員会」とあるのは、「当該市町村の長」と「当該教育委員会の教育長」とあるのは「当該市町村の長」とに改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 市(特別区を含む。以下同じ)町村の教育委員会は、この法律施行後二十日以内に、改正後の教育委員会法第五十条第一項の規定によりあらたに都道府県の教育委員会の権限に属させられた事務を当



該都道府県の教育委員会に引き継がなければならない。この場合において、当該事務引継について、改正後の同法第六十五条の二第四項及び第五項の規定を準用する。

3 この法律施行の際、現に市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条及び第二条に規定する職員の職にある者に対し、この法律施行前に、市町村の教育委員会が改正前の教育委員会法の規定に基いてした人事に関する処分その他の行為は、都道府県の教育委員会が改正後の同法の規定に基いてした処分その他の行為とみなす。

4 この法律施行の際、現に係属中の前項に規定する職員に対する不利益処分の審査については、教育公務員特例法第二十五条の三の改正規定にかかわらず、なお従前の例による。

5 前三項に規定するものの外、この法律の施行に伴う必要な経過措置については、政令で定めることができる。

○田中（久）委員 教育委員会法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律案を提出いたしましたについて、提案の理由を簡単に御説明いたします。

昨年の十一月一日に設置せられた地方教育委員会は、その実施後の状態を見ておきますと、各方面にわたつてきわめて不合理な面がたくさん現われて参つておることは、すでに一般の認めておるところであります。これをこのままにいたしておきまことは、国

費をいたすに濫費する以外の何ものでもない。しこうして町村の自治を破壊するといふ危機を招いておる現状でございます。ここに於いて私どもは、教育委員会法によりますと、四月一日から選任の教育長を各市町村の教育委員会に置くというふうな、重大な段階を見るにあたりまして、それ以前に適当な改正を加えまして、この地方自治の混乱と国費の濫費を防ぐために、すみやかに本案を通過せしめたい、かような意味から、改進黨、社会党両派、共同の上で立つて、この案を提出した次第であります。

案の最も重点をいたしましたところは、教育委員会法の地方教育委員会に与えておられます権限、及び設置その他の面についてであります。教育委員会法では、いかなる小さい村にも教育委員会をつくらなければならないといふことが根本になつております。その市町村の意思のいかんにかかわらずこれを強制しておる。しこうしてこれに要する経費は約六十億といわれておりますが、本年度予算に盛り込まれておりますものは二十五億であつて、この面から見ましても、これはきわめて不徹底なものである。こゝういふことを考え、また地方の実情を組み入れまして、地方自治体において教育委員会の設置を必要としなかつた場合には、設置しなくてもいいという条例を、市町村議会において三分の二の議決によつてつ

くることが出来る。あるいは条例の中に、去年公選せられた任期の者があつて、二年の者もありまから、いつかこれを実施するにつけておけるば、公選せられた者をただちにやめさすといふ非難を避けることができるの

であります。こゝういふふうに設置、不設置を原則といたしております。

これに伴つて、従来市町村の教育委員会に与えられておりました権限の一部を、当然都道府県の教育委員会へ持つて来るという面が現われて参ります。それは教科内容の取扱ひ、教科用図書採撰、校長、教員等の研修、保健計画の企画と実施、ユネスコの活動についての事務、こゝういふものが市町村委員会から当然府県の委員会の事務に属することになるのであります。また市町村におきまして、委員会の廃止せられたところ、つまり設置しないところと、設置するところと起つて参るのであります。この場合において、市町村の教育委員会、または市町村教育委員会が廃止せられておるものにつきましては、教員の任免その他の人事権については、これは一応その市町村の意見を徴するといふような面も取入れ

ておるのであります。委員会のあるところは委員会の意見を聞くといふ、軽い意味の関連を持たせておるのであります。市町村立の高等学校、幼稚園、及び各種学校の人事権は、これは設置者であるところの市町村長、または残存する市町村の教育委員会にあるものとする、かような改正を加えておるのであります。

詳細にわたりましたは、すでに法案がお手元へ届いておることでありまして、引続きいろいろ御審議を願うことと存じますが、提案者といつたしましては、きわめて実情に即して、全国的に非常な苦悩となつております現行教育委員会法の眞の改正を企図しておるのであります。党派を超越して慎重御審議の上、どうぞすみやかに通過

せしめられんことを特にお願いをいたす次第であります。（拍手）  
○伊藤委員長 本日はこれにて散会し、次回は公報をもつてお知らせいたします。  
午後二時四十八分散会

昭和二十八年二月二十三日印刷

昭和二十八年二月二十四日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局